

## メルヘンスポーツ中山 クラブ規約

### <第1章 総則>

#### 第1条 (名称と所在地)

当クラブはメルヘンスポーツ中山(以下本クラブという)と称し、本クラブは鹿児島市中山1丁目26番1号に所在します。

#### 第2条 (定義)

本規約は、本クラブの会員ならびに本クラブに入会しようとする方に適用します。

#### 第3条 (目的)

本クラブは、クラブの施設の使用及び指導を通じて、会員の健康増進ならびに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

#### 第4条 (経営管理)

本クラブの経営管理は、株式会社メルヘンスポーツ(以下会社という)が行います。

### <第2章 会員>

#### 第5条 (会員)

本クラブは会員制とし、会員は本規約及びその他本クラブが定めた事項に従うこととします。

#### 第6条 (会員の種類)

本クラブの会員の種類(以下コースという)及び要件は次のとおりとします。

- |            |                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. マスター会員  | 個人を対象の記名式とし、本クラブが別に定める全ての営業時間内で利用できます。                                                                                    |
| 2. シニア会員   | 同上                                                                                                                        |
| 3. デイタイム会員 | 個人を対象の記名式とし、本クラブが別に定めるコース時間内で利用できます。                                                                                      |
| 4. ナイト会員   | 同上                                                                                                                        |
| 5. ホリディ会員  | 同上                                                                                                                        |
| 6. 学生会員    | 学生の個人を対象とし記名式とします。ここでの学生とは、義務教育、高等学校、予備校、大学、専門学校、通信学校、夜間学校等の学生が該当し、第7条の入会資格の各項目を全て満たした方とします。また、本クラブが別に定める全ての営業時間内で利用できます。 |
| 7. ペア会員    | 既会員ではない個人とのペアを対象とし記名式とします。また、本クラブが別に定める全ての営業時間内で利用できます。                                                                   |
| 8. 法人会員    | 法人を対象とし記名式とします。ただし法人に在籍する社員とその家族に限ります。また、本クラブが別に定める全ての営業時間内で利用できます。                                                       |

#### 第7条 (入会資格)

本クラブの入会資格は、本規約に同意し次の各項全てに該当する方とします。

1. 医師から運動を禁止されていない方。
2. 原則、満15歳以上の方で、過去に会社より除名等の通告を受けていない方。また、学生会員希望の方は学生証の提示を求めるものとし、本クラブが必要と判断した場合には中学生の方の施設利用の際に保護者の同伴を求めることとします。ただし、満15歳未満の方についても、会社及び本クラブが特に認めた場合につき、入会資格を有するものとします。
3. 刺青(西洋名タトゥー)をされていない方、及び反社会的勢力関係者でない方。

#### 第8条 (入会手続及び会員資格の取得)

本クラブの会員となることを希望する方は、所定の申込書による申込手続きを行い、本クラブの承諾を得た上で所定の入会金及び当月、翌月分の会費、年会費を本クラブへ納入したとき会員資格を取得することができます。

#### 第9条 (入会金)

入会金は本クラブが別に定めた金額とし入会時に領収します。

#### 第10条 (月会費)

月会費は本クラブが別に定めた金額とし、当月分を毎月10日に指定金融機関口座から引き落としさせていただきます。

#### 第11条 (年会費)

年会費は本クラブ入会時、また1年毎の入会月に本クラブが別に定める金額を支払うものとします。

#### 第12条 (会員証)

本クラブは入会した会員に会員証を交付します。会員は本クラブ利用に際して会員証を提示するものとします。また、会員証は貸与できないものとし、会員が退会の場合すみやかに会員証を本クラブに返還しなければなりません。

#### 第13条 (会員資格の相続及び譲渡)

本クラブの会員資格は、いかなる事由があれ他の方へ相続及び譲渡はできません。

#### 第14条 (休会及び休会からの復帰)

会員が1ヶ月以上やむを得ない事由により本クラブを利用できない場合は所定の休会届を提出し、本クラブの承認を得て休会することができます。また休会中は本クラブへ在籍しているものとします。

1. 休会中は本クラブが別に定める金額の休会費を毎月支払うものとします。
2. 休会中の会員が復帰する月は休会延長や退会希望の申し出がない限り提出した休会届の復帰月とし、この月より第10条に定める月会費となります。
3. 休会延長を希望の場合、再度所定の休会届を提出し、本クラブの承認を得て休会を延長することができます。
4. 休会届は前月25日までに提出するものとします。

〔例えば休会希望月が9月の場合、8月25日までに休会届を提出しなければなりません。〕

#### 第15条 (退会)

会員が本クラブを退会する場合は会員証を添付のうえ所定の退会届を提出し、本クラブがこれを承認した時とします。ただし、最終在籍月の会費及びそれ以前の会費やその他の未納金がある場合は、これをすみやかに完納しなければなりません。また退会届は最終在籍月の25日までに提出するものとします。

〔例えば8月末日をもって退会希望の場合、8月25日までに退会届を提出しなければなりません。〕

#### 第16条 (休会から退会への変更)

休会中は特に申し出がない場合、第14条1項の休会費が継続して毎月発生します。休会中に休会から退会へ変更希望の場合は第15条が適用されることになります。

#### 第17条 (再入会)

会社が経営する全てのクラブやスクールを過去に退会した方が本クラブへ再入会する場合、以前のそのクラブやスクールの最終在籍月から3ヶ月以内は、原則、再入会できないものとします。ただし会社及び本クラブが特に認めた場合にはこれに非ずとします。

〔例えば8月末日をもって退会された場合、12月1日以降の再入会が可能となります。〕

#### 第18条 (変更事項の届け出)

会員はコースの変更や住所、連絡先及びその他入会申込書記載事項に変更があった場合には、すみやかに本クラブに届け出るものとし、これらの変更事項は前月の25日までに所定の変更届を提出するものとします。

〔例えば9月よりコース変更希望の場合、8月25日までに変更届を提出しなければなりません。〕

#### 第19条 (再入会及びコース変更に伴う諸費用)

本クラブへの再入会時及び会員がコース変更手続きをする際、本クラブが別に定めるこれから在籍するコースの入会金が、前コースの入会金より高い場合にのみ、その差額を支払うものとします。その差額が低くなる場合については差額の返金等はいたしません。また、ここでの前コースとは、本クラブも含め会社が経営する全てのクラブ及びスクールのコースに該当します。

#### 第20条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

1. 退会したとき。(第15条)
2. 除名されたとき。(第25条)
3. 法人会員においては、法人の解散または法人会員契約の終了のとき。
4. 会員本人が死亡したとき。
5. 本クラブが施設を閉鎖したとき。(第35条)
6. 会員資格を有している間に、1年以上本クラブの利用がなく、会社及び本クラブ側からの通知ができなくなったとき。この場合、その時点で会社及び本クラブが判断し退会扱いといたします。ただし、会費やその他の未納金がある場合には、これをすみやかに完納しなければなりません。

### <第3章 ビジター>

#### 第21条

本クラブは次の条件を全て満たす場合、会員以外の方(以下ビジターという)も本クラブを利用することを認めます。

1. 第22条を遵守していただける方とします。
2. 本クラブが別に定めるビジター料を支払うものとします。
3. 本クラブ内での行為について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。
4. 原則、満15才以上の方とします。ただし、学生の方は学生証の提示を求めるものとし、本クラブが必要と判断した場合には中学生の方の施設利用の際に保護者の同伴を求めることとします。また、会社及び本クラブが特に認めた場合につき、満15歳未満の方も本クラブ利用を認めます。

＜第4章 運営管理と施設利用＞

第22条（会員の規約等遵守義務）

会員は本規約及びその他本クラブが定める運営管理や施設内諸規則を遵守し、本クラブスタッフの指示に従っていただきます。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第23条（会員の本クラブ利用範囲）

会員は本クラブの定める規則に従い、トレーニングジム、プール、スタジオ及び付属施設を利用することができます。なお、イベント、社員研修等によって利用範囲と時間を制限する場合があります。

第24条（禁止事項）

会員は、本クラブの館内及び敷地内で次の行為をしてはいけません。

1. 他の会員の方やその保護者、及び本クラブスタッフを誹謗、中傷する行為。
2. 他の会員の方やその保護者、及び本クラブスタッフを殴打する、身体を押す、拘束する等の暴力行為。
3. 大声や奇声を発したり、他の会員の方やその保護者、及び本クラブスタッフへの威嚇行為や迷惑行為。
4. 物を叩く、投げる、壊すなど、他の会員の方やその保護者、及び本クラブスタッフへの危険行為。
5. のぞき、痴漢、露出、必要な撮影、唾や痰を吐く等、公序良俗に反する行為。
6. 本クラブの施設・器具・備品等の損壊や持ち出し行為。
7. 刃物、劇薬品、花火などの危険物の持ち込み行為。
8. 高額な現金、金品、貴重品の持ち込み行為。
9. 勧誘行為、署名活動、政治活動、宗教活動、金銭の貸借、物品販売、その他営業行為。
10. 他の会員の方やその保護者、及び本クラブスタッフへのセクハラ行為とストーカー行為。
11. 本クラブスタッフへ正当な理由なく電話、面談、その他の方法で拘束する等の迷惑行為。
12. 酒気を帯びた状態での入場、飲酒や指定場所以外での喫煙行為。

第25条（会員資格の一時停止と除名）

会社は会員が次のいずれかに該当する場合、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本規約及びその他本クラブが定める諸規則に違反したとき。
2. 第7条の入会資格を喪失したとき。
3. 第24条の禁止事項の行為があったと本クラブ及び会社が判断したとき。
4. 諸費用の支払いを連続して2ヵ月怠っており、支払い予定が明確でないとき。ただし、その2ヵ月間の諸費用については、これをすみやかに完納しなければなりません。
5. その他本クラブ及び会社が本クラブの会員としてふさわしくないと認めたとき。

第26条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの館内及び敷地内で自己の責任に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合はその賠償責任を負うものとします。またビジターについても会員同様に賠償の責を果たすものとします。

第27条（損害賠償の責任と免責）

1. 会員が本クラブ諸施設の利用中、会員自身に発生した障害、盗難、その他の事故について、本クラブや会社側の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。
2. 会員同士の間を生じた係争やトラブルについては、本クラブや会社側の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。

第28条（営業日及び営業時間）

本クラブの営業日及び営業時間については別に定めます。

第29条（施設の一時的閉鎖と一時的休業）

会社及び本クラブは次のいずれかに該当する場合、諸施設の全部または一部の閉鎖、あるいは休業をすることができます。以前から予定されている場合は、原則として1ヵ月前までに会員の方へその旨を告知いたします。

1. 自然災害その他外的要因により、その災害が会員へ及ぶと判断したとき。
2. 休館日等による営業休業日のとき。
3. 施設の修繕、点検、増改築により施設利用が困難と判断したとき。
4. その他重大かつ突発的事由で施設利用が困難と判断したとき。

第30条（施設利用の禁止）

第24条のいずれかの行為が行われた場合及び次のいずれかに該当する場合、施設利用を禁止します。

1. 刺青（西洋名タトゥー）があるとき、及び反社会的勢力関係者であるとき。
2. 集団感染する可能性がある疾病及びその症状を有するとき。
3. 身体的疾病を有し、運動することにより悪化したり意識の喪失などの症状を招く危険性があるとき。
4. 過去に会社より除名の通告を受けていたとき。
5. その他、正常な施設利用ができないと本クラブ及び会社が判断したとき。

第31条（施設利用の一部制限）

次のいずれかに該当する場合、施設利用を一部制限します。

1. 医師から運動、入浴等を禁じられているとき。
2. 一部の施設や備品の材料に対してアレルギーを有しているとき。
3. 妊娠しているとき。
4. その他、正常な施設利用ができないと本クラブ及び会社が判断したとき。

第32条（個人情報保護）

会社は、会社が別途定める個人情報保護方針に従って、保有する全ての会員の個人情報を管理します。

＜第5章 その他＞

第33条（諸費用についての補足）

会社は本規約に基づいて、本クラブの会員が負担すべき諸費用（入会金、月会費、年会費、休会費等）を、会社が必要と判断したときは変更することができます。ただし、原則として1ヵ月前までに会員の方へその内容を掲示等で告知いたします。

第34条（運営システムについての補足）

1. 会社は施設運営システムについて、会社が必要と判断したときは変更することができます。
2. 前項を変更する場合には、会社または本クラブは1ヵ月前までに会員にこれを告知します。
3. 法人会員においては、法人会員契約の変更により諸費用等が変更になるときはそれに従っていただきます。

第35条（クラブの閉鎖）

本クラブは、天変地異、行政指導、社会情勢、法令制度改廃、経済情勢及びその他の理由により、施設の一部または全部の運営不能が生じた場合、クラブを閉鎖しすべての会員との契約を解除することができるものとします。

第36条（閉鎖時の会員資格）

クラブ閉鎖の場合、すべての会員は退会とします。退会に際して本クラブは月会費に未経過分がある場合には、その未経過分を全額返還いたします。以上の他に特別の補償は行わないこととします。

第37条（通知方法）

本規約に定める通知または予告は特に重要事項を除いては、本クラブの所定の場所に掲示する方法により行います。あるいは会員から届け出のあった最新の住所宛に行い、会社及び本クラブは以後の責任を負わないものとします。

第38条（規約の改訂）

会社は必要と判断したとき、本規約の改訂を行うことができます。また、クラブに関するその他の諸規則についても同様とします。なお、規約を改訂するときは、会社及び本クラブは事前に告知し、改訂した規約等の効力は全会員に適用されるものとします。

＜附則＞

本規約は、2012年7月1日より施行いたします。

＜附則＞平成28年1月1日

プール内での補助具の使用は原則禁止とします。

＜附則＞平成29年9月1日

第16条、第21条、第27条、第29条、第33条改定。

株式会社メルヘンスポーツ